



市章

彦根市公報

令和5年(2023年)4月3日

第1889号

月 曜 日

定日発行 毎月1日、15日 2回

目 次

○ 条例

- 2 彦根市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(生涯学習課)..... 3
- 3 彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(幼児課)..... 4
- 4 彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(幼児課)..... 6
- 5 彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例(保険年金課)..... 7

○ 規則

- 1 彦根市開国記念館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(文化財課)..... 7
- 2 美しいひこね創造条例施行規則の一部を改正する規則(まちづくり推進課)..... 8

○ 訓令

- 1 彦根市の行政経営改革を推進する体制を定める規程を廃止する訓令(働き方・業務改革推進課)..... 10

○ 告示

- 36 認可地縁団体の告示事項の変更(まちづくり推進課)..... 10
- 37 認可地縁団体の告示事項の変更(まちづくり推進課)..... 11
- 38 彦根市やすらぎふれあいの館整備運営費補助金交付要綱の一部改正(高齢福祉推進課)..... 12
- 39 認可地縁団体の告示事項の変更(まちづくり推進課)..... 18
- 40 自転車等の移動および保管(交通対策課)..... 19
- 41 自転車等の移動および保管(交通対策課)..... 20
- 42 自転車等の移動および保管(交通対策課)..... 20
- 43 認可地縁団体の告示事項の変更(まちづくり推進課)..... 21
- 44 道路の占用を制限する区域の指定(建設管理課)..... 22
- 45 彦根市ロケーション誘致アンバサダー設置要綱(観光交流課)..... 24

○ 公告

- 公示送達について公告(税務課)..... 25

○ 教育委員会告示

- 5 彦根市教育委員会会議の招集(教育総務課)..... 25

○ 監査公表

- 1 随時監査(工事監査)結果の公表..... 26

○ 農業委員会告示

- 3 彦根市農業委員会定期総会の招集..... 27

○ 水道事業告示

- 7 彦根市指定給水装置工事事業者の指定(上下水道総務課)..... 28

○ 千福財産区告示

- 2 令和3年度(2021年度)彦根市千福財産区会計歳入歳出決算の要領の公表 28
- 3 令和5年度(2023年度)彦根市千福財産区会計予算の要領の公表 28

○ 日夏町財産区告示

- 2 令和3年度(2021年度)彦根市日夏町財産区会計歳入歳出決算の要領の公表 29
- 3 令和5年度(2023年度)彦根市日夏町財産区会計予算の要領の公表 29

○ 鳥居本町外13ヶ町財産区告示

- 2 令和3年度(2021年度)彦根市鳥居本町外13ヶ町財産区会計歳入歳出決算の要領の公表 .. 29
- 3 令和5年度(2023年度)彦根市鳥居本町外13ヶ町財産区会計予算の要領の公表 29

○ 河瀬財産区告示

- 2 令和3年度(2021年度)彦根市河瀬財産区会計歳入歳出決算の要領の公表 30
- 3 令和5年度(2023年度)彦根市河瀬財産区会計予算の要領の公表 30

条例

彦根市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月9日

彦根市長 和田裕行

彦根市条例第2号

彦根市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

彦根市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例(平成26年彦根市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的実施しなければならない。
- 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車および降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症および非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

付 則

- この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、改正後の第 6 条の 2 の規定の適用については、同条第 1 項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第 2 項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第 3 項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 9 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市条例第 3 号

彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年彦根市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

目次中「 第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準(第 51 条・第 52 条)」を 「 第 3 節
第 4 章 雑
特例地域型保育給付費に関する基準(第 51 条・第 52 条) 』に改める。
則(第 53 条)

第 5 条第 2 項から第 6 項までを削る。

第 26 条を次のように改める。

第 26 条 削除

第 38 条第 2 項を削る。

第 42 条第 1 項第 3 号中「この号」の次に「および第 4 項第 1 号」を加える。

本則に次の 1 章を加える。

第 4 章 雑則

(電磁的記録等)

第 53 条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

- 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付または提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付または提出に代えて、第 4 項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該

書面等を交付し、または提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちアまたはイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾または受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書または電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書または電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付または提出」とあり、および「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、または提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イおよび第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 9 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市条例第 4 号

彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例(平成 26 年彦根市条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「次条第 1 項」の次に「、第 7 条の 3 第 2 項」を加える。

第 7 条の次に次の 2 条を加える。

(安全計画の策定等)

第 7 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第 7 条の 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車および降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第 10 条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第 13 条を次のように改める。

第 13 条 削除

第 14 条第 2 項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 7 条の 3 第 2 項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下「ブザー等」という。)を備えることおよびこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和 6 年 3 月 31 日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 9 日

彦根市長 和田裕行

彦根市条例第 5 号

彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例

彦根市国民健康保険条例(平成 8 年彦根市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「408,000 円」を「488,000 円」に改める。

第 29 条中「200,000 円」を「220,000 円」に改める。

第 38 条第 1 項第 2 号中「285,000 円」を「290,000 円」に改め、同項第 3 号中「520,000 円」を「535,000 円」に改め、同条第 3 項中「200,000 円」を「220,000 円」に改める。

第 46 条第 2 項中「雇用保険受給資格者証」の次に「または同令第 19 条第 3 項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

付 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 46 条第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 6 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 29 条および第 38 条の規定は、令和 5 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 4 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

規 則

彦根市開国記念館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 10 日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第 1 号

彦根市開国記念館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

彦根市開国記念館の管理運営に関する規則(平成 31 年彦根市規則第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「午後 4 時 30 分」を「午後 4 時 45 分」に改める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

美しいひこね創造条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月10日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第2号

美しいひこね創造条例施行規則の一部を改正する規則

美しいひこね創造条例施行規則(平成18年彦根市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「政治的活動、宗教的活動その他」を削り、同条第3号中「営利を目的としない」を「政治的活動、宗教的活動または営利を目的とする活動でない」に改める。

第12条の3中「、市内の路線バスの回数乗車券」を削る。

別表第2第4項中「定期駐車券」を「使用料」に改める。

別表第3第4項中「証明手数料(」の次に「同項に規定する多機能端末機による申請に基づく交付の場合の証明手数料および」を加え、「および第6条に規定する手数料」を削る。

別記様式第4号を次のように改める。

様式第4号(第8条関係)

美しいひこね創造活動報告書

彦根市長様

年度

登録番号	氏名
住所	

【活動区分】 A:まちの美観を保つ活動 B:地域安全活動 C:助け合い活動 D:低炭素社会づくり活動 E:健康増進活動

週	活動期間	15分以上活動した日		活動区分
1	月 日 ~ 月 日	月	日	
2	月 日 ~ 月 日	月	日	
3	月 日 ~ 月 日	月	日	
4	月 日 ~ 月 日	月	日	
5	月 日 ~ 月 日	月	日	
6	月 日 ~ 月 日	月	日	
7	月 日 ~ 月 日	月	日	
8	月 日 ~ 月 日	月	日	
9	月 日 ~ 月 日	月	日	
10	月 日 ~ 月 日	月	日	
11	月 日 ~ 月 日	月	日	
12	月 日 ~ 月 日	月	日	
13	月 日 ~ 月 日	月	日	
14	月 日 ~ 月 日	月	日	
15	月 日 ~ 月 日	月	日	
16	月 日 ~ 月 日	月	日	
17	月 日 ~ 月 日	月	日	
18	月 日 ~ 月 日	月	日	
19	月 日 ~ 月 日	月	日	
20	月 日 ~ 月 日	月	日	
21	月 日 ~ 月 日	月	日	
22	月 日 ~ 月 日	月	日	
23	月 日 ~ 月 日	月	日	
24	月 日 ~ 月 日	月	日	
25	月 日 ~ 月 日	月	日	
26	月 日 ~ 月 日	月	日	

週	活動期間	15分以上活動した日		活動区分
27	月 日 ~ 月 日	月	日	
28	月 日 ~ 月 日	月	日	
29	月 日 ~ 月 日	月	日	
30	月 日 ~ 月 日	月	日	
31	月 日 ~ 月 日	月	日	
32	月 日 ~ 月 日	月	日	
33	月 日 ~ 月 日	月	日	
34	月 日 ~ 月 日	月	日	
35	月 日 ~ 月 日	月	日	
36	月 日 ~ 月 日	月	日	
37	月 日 ~ 月 日	月	日	
38	月 日 ~ 月 日	月	日	
39	月 日 ~ 月 日	月	日	
40	月 日 ~ 月 日	月	日	
41	月 日 ~ 月 日	月	日	
42	月 日 ~ 月 日	月	日	
43	月 日 ~ 月 日	月	日	
44	月 日 ~ 月 日	月	日	
45	月 日 ~ 月 日	月	日	
46	月 日 ~ 月 日	月	日	
47	月 日 ~ 月 日	月	日	
48	月 日 ~ 月 日	月	日	
49	月 日 ~ 月 日	月	日	
50	月 日 ~ 月 日	月	日	
51	月 日 ~ 月 日	月	日	
52	月 日 ~ 月 日	月	日	

上記の活動は、全て15分以上活動したことに間違いありません。

地域通貨「彦」を確かに受領しました。

(団体名) に 枚を寄附することを申し出ます。

氏名

※職員記入欄

報告書提出日

<input type="text"/>	-	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
----------------------	---	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

活動回数

<input type="text"/>	<input type="text"/>	回
----------------------	----------------------	---

地域通貨交付申請額

<input type="text"/>	<input type="text"/>	0	0	彦
----------------------	----------------------	---	---	---

備考

- 活動の単位は、美しい行為15分を1単位とし、1週間につき1単位を限度とします。
- 活動は、年間を通じて52単位を限度とします。

付 則

- この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなすことができる。
- この規則の施行の際、現にある旧様式による書類については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

訓 令

彦根市訓令第 1 号

彦根市の行政経営改革を推進する体制を定める規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和 5 年 3 月 2 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市の行政経営改革を推進する体制を定める規程を廃止する訓令

彦根市の行政経営改革を推進する体制を定める規程(平成 18 年彦根市訓令第 13 号)は、廃止する。

付 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

彦根市告示第 36 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、認可を受けた地縁による団体から告示された事項に変更があった旨の届出があったので、下記のとおり同条第 10 項の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 2 日

彦根市長 和田 裕 行

記

変更事項

1 主たる事務所の所在地の変更

地縁による団体の名称	主たる事務所の所在地	
	変 更 前	変 更 後
北小路自治会	(略)	(略)

2 代表者の変更

地縁による団体の名称	代表者の氏名および住所	
	変 更 前	変 更 後
出路町自治会	中村 和敏 (略)	宮氏 善隆 (略)

甲崎町自治会	西村 安弘 (略)	山村 満 (略)
柳川町自治会	田口 稔幸 (略)	萩野 昇 (略)
下稲葉町自治会	渡邊 秀史 (略)	藤野 伊佐夫 (略)
下石寺町自治会	三井 良真 (略)	西川 治 (略)
薩摩町自治会	山本 真治 (略)	山本 重和 (略)
川瀬馬場町駅地区自治会	古野 豊 (略)	野本 幸造 (略)
北小路自治会	横井 元昌 (略)	濱月 重利 (略)
上稲葉町自治会	箕浦 千三雄 (略)	藤井 源太郎 (略)
上石寺町自治会	田邊 好彦 (略)	梅本 貢次 (略)
上西川町自治会	西野 利幸 (略)	今井 五男 (略)
下岡部町自治会	高田 敏一 (略)	栗田 博 (略)
上岡部町自治会	赤田 善弘 (略)	赤田 義明 (略)
本庄町自治会	川崎 利之 (略)	田口 友朗 (略)
野良田町自治会	北川 保 (略)	西田 康浩 (略)
下西川町自治会	北川 治男 (略)	古川 祐之 (略)

彦根市告示第37号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、認可を受けた地縁による団体から告示された事項に変更があった旨の届出があったので、下記のとおり同条第10項の規定により告示する。

令和5年3月3日

彦根市長 和田裕行

記

変更事項

1 代表者の変更

地縁による団体の名称	代表者の氏名および住所	
	変更前	変更後
田原町自治会	小林 淳 (略)	後藤 俊彦 (略)

稲枝町西自治会	山下 博 (略)	今居 明 (略)
三津屋町自治会	高倉 忠 (略)	菱田 尚司 (略)
新海町自治会	堂ヶ崎 重実 (略)	木村 文隆 (略)

彦根市告示第 38 号

彦根市やすらぎふれあいの館整備運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 3 月 6 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市やすらぎふれあいの館整備運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示
彦根市やすらぎふれあいの館整備運営費補助金交付要綱(平成 12 年彦根市告示第 130 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を次のように改める。

2 補助金の額は、次の各号に掲げる別表の補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表第 1 項、第 2 項および第 4 項の補助対象事業 補助対象経費と補助基準額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額
- (2) 別表第 3 項の補助対象事業 補助対象経費に補助率を乗じて得た額とアおよびイに掲げる額の合計額からウに掲げる額を減じて得た額とを比較して少ない方の額
 - ア 別表第 3 項第 1 号から第 4 号までのいずれかの補助基準額
 - イ 別表第 3 項第 5 号の補助基準額
 - ウ 別表第 3 項第 6 号および第 7 号の補助基準額

別表第 3 項を次のように改める。

3 やすらぎふれあいの館施設運営	やすらぎふれあいの館の運営に要する光熱水費、通信費、備品購入費、手数料、消耗品費、報償費、研修費、保険料およびスタッフ報償費	(1) 運営費(基本)(月 4 回(週 1 回)以上運営し、1 回当たりの運営時間が 3 時間以上 5 時間未満の場合に限る。) 200,000 円	2/3
		(2) 運営費(基本)(月 4 回(週 1 回)以上運営し、1 回当たりの運営時間が 5 時間以上の場合に限る。) 240,000 円	
		(3) 運営費(基本)(月 8 回(週 2 回)以上運営し、1 回当たりの運営時間が 3 時間以上 5 時間未満の場合に限る。) 300,000 円	
		(4) 運営費(基本)(月 8 回(週 2 回)以上運営し、1 回当たりの運営時間が 5 時間以上の場合に限る。) 360,000 円	
		(5) 利用人数加算(年間の平均利用	

		者数が定員の8割以上の場合に限る。) 開催回数(利用者数が定員の8割以上のものに限る。)に1,000円を乗じて得た額
		(6) 利用人数減算(年間の平均利用者数が定員の6割以下の場合に限る。) 開催回数(利用者数が定員の6割以下のものに限る。)に1,000円を乗じて得た額
		(7) 未開催分減算(年間の開催回数が、第1号または第2号の運営費(基本)の対象となる施設は48回、第3号または第4号の運営費(基本)の対象となる施設は96回に達しなかった場合に限る。) 当該達しなかった回数に2,000円を乗じて得た額

別記様式第1号から別記様式第7号までを次のように改める。

別記

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

彦根市長 様

施設名
住 所
氏 名

彦根市やすらぎふれあいの館整備運営費補助金交付申請書

年度においてやすらぎふれあいの館整備運営事業を下記のとおり実施したいので、彦根市やすらぎふれあいの館整備運営費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

- 1 申請金額 金 円
- | | | |
|----|-----------------|---|
| 内訳 | やすらぎふれあいの館施設整備費 | 円 |
| | やすらぎふれあいの館設備整備費 | 円 |
| | やすらぎふれあいの館施設運営費 | 円 |
- 2 添付書類
- (1) 共通 事業計画書(別記様式第2号)
 - (2) 施設整備費
 - ア 工事関係見積書
 - イ 新築、改築または改修の箇所を図示した平面図
 - ウ 土地・建物の登記事項証明書の写し
 - (3) 設備整備費

ア 設備関係見積書

(4) 施設運営費

ア やすらぎふれあいの館運営事業計画書

イ やすらぎふれあいの館運営経費明細書(収支予算書)

様式第 2 号(第 4 条関係)

事 業 計 画 書

1 施設の概要

名称	
所在地	
運営主体	
運営代表者	
運営代表者の連絡先	
事業の目的	
利用予定人員	

2 事業の整備内容等

(1) 施設の規模等

整備区分	新築 ・ 改築 ・ 増築 ・ 改修
土地の所有・使用形態	自己所有 借地(所有者住所 氏名)
建物の所有・使用形態	自己所有 借家(所有者住所 氏名)

(注) 土地および建物の所有者または管理者が、やすらぎふれあいの館運営主体と異なる場合は、土地および建物の使用貸借契約書を添付してください。

(2) 備品の内容等

品 名	数量	規 格 (形 式)	単 価	金 額
計	—	—	—	

3 整備費の内訳

やすらぎふれあいの館施設整備費	円
やすらぎふれあいの館設備整備費	円
やすらぎふれあいの館施設運営費	円
合 計	円

様式第 3 号(第 5 条関係)

年 月 日

彦根市長 様

施設名
住 所
氏 名

彦根市やすらぎふれあいの館整備運営費補助事業変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定があった彦根市やすらぎふれあいの館整備運営費補助事業について、下記のとおり変更(中止・廃止)したいので、承認されるよう申請します。

記

1 変更(中止・廃止)内容

2 変更(中止・廃止)理由

(注) 事業内容を変更する場合は、変更前の内容と変更後の内容等が比較できるように記載した書面等を添付すること。

様式第4号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

彦根市長



彦根市やすらぎふれあいの館整備運営費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました彦根市やすらぎふれあいの館整備運営補助金の交付について、彦根市やすらぎふれあいの館整備運営費補助金交付要綱第6条第1項の規定に

より、下記のとおり決定したので通知します。

記

補助金		円
内 訳	やすらぎふれあいの館施設整備費	円
	やすらぎふれあいの館設備整備費	円
	やすらぎふれあいの館施設運営費	円

様式第 5 号(第 6 条関係)

年 月 日

彦根市長 様

施設名
住 所
氏 名

彦根市やすらぎふれあいの館整備運営費補助金交付請求書(概算払)

年 月 日付け第 号で交付決定の通知があった彦根市やすらぎふれあいの館整備運営費補助金について、下記のとおり交付されるよう彦根市やすらぎふれあいの館補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により請求します。

記

金		円
交付決定額	金	円
既受入済額	金	円
今回請求額	金	円

様式第 6 号(第 7 条関係)

年 月 日

彦根市長 様

施設名
住 所
氏 名

彦根市やすらぎふれあいの館整備運営費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた補助金に係る事業の実績を、彦根市やすらぎふれあいの館整備運営費補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金精算額	金	円
内訳		
やすらぎふれあいの館施設整備費		円
やすらぎふれあいの館設備整備費		円
やすらぎふれあいの館施設運営費		円

2 添付資料

- (1) 事業実績報告書
- (2) 工事請負契約書の写し(施設整備費)
- (3) 補助事業の前後の状況が分かる資料
- (4) 支出証拠書類等

事業実績報告書

1 補助金

区分	総事業費	寄付金 その他 の収入	差引額 A-B	対象経 費実支 出額	市補助 基準額	市補助 基本額	市補助 金所 要額	市補助 金交付 決定額	市補助 金受入 済額	市補助 金精 算額 I-G
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
	施設 整備									
設備 整備										
施設 運営		_____	_____							
合計										

- (注) 1 D欄には、別表の補助対象経費欄に該当する金額を記入してください。
- 2 E欄には、別表の補助基準額欄に該当する金額を記入してください。
- 3 F欄には、C欄、D欄、E欄のそれぞれの金額を比較して最も少ない額を記入してください。
- 4 G欄には、F欄の金額に別表に掲げる補助率を乗じて得た額(1,000円未満切捨て)を記入してください。なお、I欄の金額を超える場合は、I欄の金額を記入してください。
- 5 H欄には、市長の交付決定のあった額を記入してください。
- 6 I欄には、市補助金の交付を受けた額を記入してください。
- 7 J欄には、I欄からG欄の金額を差し引いた額を記入してください。

2 利用者実績

	開所日数	利用者数(延べ人数)	備 考
4 月	回	人	
5 月	回	人	
6 月	回	人	
7 月	回	人	
8 月	回	人	
9 月	回	人	
10 月	回	人	
11 月	回	人	
12 月	回	人	
1 月	回	人	
2 月	回	人	
3 月	回	人	
計	回	人	

様式第 7 号 (第 8 条関係)

年 月 日

彦根市長 様

施設名
住 所
氏 名

彦根市やすらぎふれあいの館整備運営費補助金交付請求書

年 月 日付け第 号で交付決定の通知があった彦根市やすらぎふれあいの館整備運営費補助金について、下記のとおり交付されるよう彦根市やすらぎふれあいの館補助金交付要綱第 8 条の規定により請求します。

記

金	円	
交付決定額	金	円
既受入済額	金	円
今回請求額	金	円

付 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市告示第 39 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、認可を受けた地縁による団体から告示された事項に変更があった旨の届出があったので、下記のとおり同条第 10 項の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 9 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

変更事項

1 代表者の変更

地縁による団体の名称	代表者の氏名および住所	
	変更前	変更後
田附町自治会	前田 勝 (略)	佐々木 幸男 (略)
甲田町北甲田自治会	右川 勝彦 (略)	西村 鉄夫 (略)
山崎自治会	松宮 久司 (略)	渡邊 俊郎 (略)

彦根市告示第40号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第10条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和5年3月10日

彦根市長 和田裕行

記

1 移動理由

条例第10条に該当したため

2 移動区域

彦根駅前自転車等放置禁止区域および南彦根駅前自転車等放置禁止区域

3 移動日時

令和5年2月20日午後1時頃

4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場2階(彦根市大東町4番8号)

5 保管期間

告示の日から3箇月間

6 返還日および返還時間

(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。

(2) 返還時間は、午前9時から午後4時30分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

次のものを持参の上、保管所で返還の申請をする。

(1) 自転車等の鍵

(2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)

(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市建設部交通対策課(電話30-6134)

彦根市告示第 41 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 10 条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 10 日

彦根市長 和田 裕 行

記

1 移動理由

条例第 10 条に該当したため

2 移動区域

稲枝駅前自転車等放置禁止区域

3 移動日時

令和 5 年 2 月 27 日午後 1 時頃

4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場 2 階(彦根市大東町 4 番 8 号)

5 保管期間

告示の日から 3 箇月間

6 返還日および返還時間

(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)とする。

(2) 返還時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

次のものを持参の上、保管所で返還の申請をする。

(1) 自転車等の鍵

(2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)

(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市建設部交通対策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第 42 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 11 条第 2 項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 10 日

彦根市長 和田 裕 行

記

1 移動理由

条例第 11 条第 2 項に該当したため

2 移動区域

彦根市内の道路、河川および公共の用に供する場所

3 移動日時

令和5年2月2日午後2時頃
 令和5年2月14日午後2時頃
 令和5年2月20日午後2時頃
 令和5年2月27日午後2時頃

4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場2階(彦根市大東町4番8号)

5 保管期間

告示の日から3箇月間

6 返還日時

- (1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。
- (2) 返還時間は、午前9時から午後4時30分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

事前に交通対策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
- (3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市建設部交通対策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第43号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、認可を受けた地縁による団体から告示された事項に変更があった旨の届出があったので、下記のとおり同条第10項の規定により告示する。

令和5年3月14日

彦根市長 和田裕行

記

変更事項

1 主たる事務所の所在地の変更

地縁による団体の名称	主たる事務所の所在地	
	変更前	変更後
笹尾町自治会	(略)	(略)

2 代表者の変更

地縁による団体の名称	代表者の氏名および住所	
	変更前	変更後
笹尾町自治会	白木 敏子 (略)	伊藤 清司 (略)
南三ツ谷町自治会	田附 辰雄 (略)	田附 孫隆 (略)

彦根市告示第 44 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和 5 年 3 月 15 日から同年 3 月 29 日まで彦根市都市建設部建設管理課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 15 日

彦根市長 和田 裕 行

1 占用を制限する対象路線および区域

番 号	路 線 名	占用を制限する区域 (起点から終点まで)	延 長 (k m)
5	彦根駅平田線	彦根市大東町から 彦根市大東町まで	0.5
5	彦根駅平田線	彦根市安清町字日詰から 彦根市山之脇町字舞台まで	2.1
6	佐和立花線	彦根市佐和町から 彦根市立花町まで	0.4
10	長曾根銀座線	彦根市長曾根町字田中から 彦根市銀座町まで	1.4
11	芹橋彦富線	彦根市銀座町から 彦根市稲部町字下柳まで	8.9
12	大藪金田線	彦根市大藪町字治部泥海から 彦根市開出今町字新海まで	0.8
14	彦根口河瀬駅線	彦根市小泉町字中鶴田から 彦根市川瀬馬場町字宮ノ東まで	2.6
15	小泉庄堺線	彦根市小泉町字大上江から 彦根市開出今町字庄堺まで	3.2
16	八坂西今線	彦根市八坂町字頭無から 彦根市西今町字岩戸まで	1.6
19	高宮多賀線	彦根市高宮町字袂から 彦根市高宮町字参り田まで	0.5
21	石寺稲里線	彦根市石寺町字上石から 彦根市稲里町字門ノ前まで	1.7
22	稲部三津線	彦根市稲部町字前五位田から 彦根市稲部町字上平田まで	0.4
25	稲枝停車場線	彦根市稲枝町字甲田から 彦根市野良田町字下スカタまで	0.4
56	内町三ツ割線	彦根市鳥居本町字立町から 彦根市鳥居本町字丹殿前まで	0.7
58	松原町大黒前鴨ノ巣線	彦根市松原町字大黒前から 彦根市松原町字鴨ノ巣まで	1.1
60	安清西沼波線	彦根市安清町から 彦根市西沼波町字カヨタまで	0.8

61	芹川堤防線	彦根市河原二丁目から 彦根市西沼波町字アゼナシまで	1.4
63	旭橋大堀橋線	彦根市東沼波町字山ノ下から 彦根市大堀町字堂ノ久保亀甲山まで	0.4
66	須越辻堂線	彦根市甘呂町字箱田から 彦根市辻堂町字北原まで	1.1
74	石寺上西川線	彦根市石寺町字上石から 彦根市上西川町字上出口まで	1.0
77	南三ツ谷本庄線	彦根市本庄町字平田から 彦根市本庄町字吉芽まで	0.2
329	金亀町3号線	彦根市金亀町から 彦根市金亀町まで	0.5
354	彦根駅前4号線	彦根市大東町字南古町から 彦根市安清町字日詰まで	0.7
403	芹町4号線	彦根市芹町から 彦根市芹町まで	0.4
777	大藪団地1号線	彦根市長曾根南町字下笹塚から 彦根市大藪町字大柳まで	0.8
804	大藪団地28号線	彦根市大藪町字治部泥海から 彦根市大藪町字大柳まで	0.5
811	大藪団地35号線	彦根市大藪町字大柳から 彦根市大藪町字大柳まで	0.1
814	大藪団地38号線	彦根市大藪町字大柳から 彦根市大藪町字大柳まで	0.3
1177	高宮小学校線	彦根市高宮町字五社から 彦根市高宮町字東出まで	0.2
1647	薩摩彦富線	彦根市薩摩町字美ノ淵から 彦根市彦富町字山崎まで	3.9
2014	夢京橋線	彦根市本町一丁目から 彦根市本町二丁目まで	0.3
3300	高宮町七軒町・桃線	彦根市高宮町字七軒町から 彦根市高宮町字桃まで	2.0
4124	蓮台寺・川瀬馬場線	彦根市蓮台寺町字川南から 彦根市蓮台寺町字川南まで	0.1
5008	河原16号線	彦根市河原三丁目から 彦根市河原一丁目まで	0.5
5032	賀田山日夏線	彦根市賀田山町字狭間から 彦根市日夏町字上大石橋まで	1.3

3 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の日より前に占用を認められた電柱の更新または移設によるものを除く。)。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

4 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

5 占用の制限を開始する日

令和 5 年 4 月 1 日

彦根市告示第 45 号

彦根市ロケーション誘致アンバサダー設置要綱を次のように定める。

令和 5 年 3 月 15 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市ロケーション誘致アンバサダー設置要綱

(設置)

第 1 条 本市の有する彦根城を始めとする多くの史跡、近世の良好な景観を残した街道、街並み等の歴史文化遺産、戦後の経済発展を想起させる建造物、琵琶湖の水景に代表される豊かな自然環境等の魅力的な映像資源(第 4 条第 1 項において「本市の映像資源」という。)を活用した映像作品の撮影(以下「ロケーション」という。)を積極的に誘致し、もって地域活性化および本市の知名度の向上を図るため、彦根市ロケーション誘致アンバサダー(以下「アンバサダー」という。)を置く。

(委嘱)

第 2 条 アンバサダーは、次に掲げる要件をいずれも満たす者のうちから市長が委嘱する。

- (1) テレビ、映画等の映像作品の制作に携わった経験を有する者
- (2) 本市へのロケーションの誘致に積極的な意思を有する者
- (3) 市長が適任であると認める者

(委嘱期間)

第 3 条 アンバサダーの委嘱期間は、委嘱の日から 1 年間とする。

2 アンバサダーの再任は、妨げない。

(委嘱内容)

第 4 条 アンバサダーは、本市の映像資源、過去に本市において撮影された映像作品、市が作成する資料等を活用し、ロケーションの誘致を行うものとする。

2 アンバサダーは、前項の活動を通して得た情報等を、市長に提供するものとする。

(解任)

第 5 条 市長は、アンバサダーが次の各号のいずれかに該当する場合は、その職を解任することができる。

- (1) 自己の都合により辞任を申し出たとき。
- (2) 第 2 条各号に掲げる委嘱の要件に該当しなくなったとき。
- (3) アンバサダーとしてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 6 条 アンバサダーは、無報酬とする。ただし、市は、アンバサダーとしての円滑な業務の遂行のため、次に掲げるものを支給し、または提供することができる。

- (1) アンバサダーの活動に必要な交通費等の実費
- (2) 名刺
- (3) 市が作成するロケーション誘致資料その他の刊行物
- (4) その他市長が必要と認めたもの

(事務局)

第 7 条 アンバサダーに関する事務は、観光文化戦略部エンタテインメント課フィルムコミッシ

ョン室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、アンバサダーに関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

公 告

公示送達について公告

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所および事業所が明らかでないため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達をする。

送達すべき書類は、彦根市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。

令和5年3月13日

彦根市長 和田裕行

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類
(略)	令和4年度(2022年度)市民税・県民税 納税通知書および納付書(第4期)
	令和4年度(2022年度)市民税・県民税 納税通知書および納付書(随時1期)
	令和4年度(2022年度)市民税・県民税 納税通知書および納付書(第4期)
	令和4年度(2022年度)市民税・県民税 納税通知書および納付書(第4期)
	令和4年度(2022年度)市民税・県民税 納税通知書および納付書(第4期)
	令和4年度(2022年度)市民税・県民税 納税通知書および納付書(第4期)
	令和4年度(2022年度)市民税・県民税 納税通知書および納付書(第4期)
	令和4年度(2022年度)市民税・県民税 納税通知書および納付書(第4期)
	令和4年度(2022年度)市民税・県民税 納税通知書および納付書(随時2期)
	令和4年度(2022年度)市民税・県民税 納税通知書および納付書(随時1期)

教育委員会告示

彦根市教育委員会告示第5号

彦根市教育委員会会議を下記のとおり招集する。

令和5年3月15日

彦根市教育委員会

教育長 西 嶋 良 年

記

- 1 日 時 令和 5 年 3 月 23 日(木)午後 1 時 30 分から
- 2 場 所 彦根市役所本庁舎第 5-1、5-2 会議室
- 3 議 題
 - (1) 令和 5 年度彦根市教育行政方針について
 - (2) 彦根市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
 - (3) 彦根市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について
 - (4) 彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する教育委員会規則の制定について
 - (5) 彦根市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱の一部改正について
 - (6) 彦根市放課後児童クラブの運営等に関する規則の一部改正について
 - (7) 令和 4・5 年度彦根市社会教育委員および公民館運営審議会委員の変更について
 - (8) 彦根市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について
 - (9) 彦根市立学校給食費徴収金取扱要綱の一部改正について
 - (10) 彦根市図書館整備基本計画の改訂について
 - (11) 旧ひこね燦ばれす施設適正管理計画の策定について
 - (12) 彦根市立学校教職員用コンピュータ利用規程の改正について

監査公表

監査公表第 1 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 5 項の規定に基づき随時監査(工事監査)を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 5 年(2023 年)3 月 2 日

彦根市監査委員 若 林 忠 彦

彦根市監査委員 中 野 正 剛

随時監査(工事監査)結果

1 監査の対象工事

R 4 金亀公園多目的競技場改修工事 149,999,300 円

2 監査の期日

令和 4 年 11 月 22 日

3 監査の方法

令和 4 年度において施工中の建築・土木工事の中から抽出した上記の工事について、その計画、選定方式、施工、監理等が、適切かつ効率的に執行されているか否かについて、関係書類を調査するとともに、技術的事項の実施態様について関係者に質疑応答を行ったほか、工事現場の現地調査を実施した。

なお、実施に当たっては、公益社団法人大阪技術振興協会との工事技術調査業務委託契約に基づき、専門の技術士の協力を求め監査した。

4 監査の結果

本工事技術調査の結果、選定方式・契約・施工・維持管理等の各段階において、工事関係書類の整備状況を含め、技術的事項の実施態様は良好に執行されていることを確認した。

工事進捗状況について、令和 4 年 10 月 31 日現在の実施進捗率は 36.2%であり、計画進捗

率の33.3%に対して概ね計画通りの施工が図られていたほか、工事監査実施時点においては人工芝の敷設もほぼ完了しており、付帯施設の整備と12月の完了検査へ向けた着実な施工内容の視認により、良好な工事執行状況が認められた。

当該工事は、隣接する滋賀県立彦根総合運動場が令和7年開催の「第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会」(以下、「国スポ等」と呼ぶ。)の主会場に決定したことを契機に、金亀公園全体のリニューアルについて主会場との一体的な利用が図れるよう施設の再配置を含めた検討が行われ、主に市民ニーズの高いサッカー場利用の想定により人工芝を備えた多目的競技場整備に至ったものである。

この人工芝の整備に関し、公益財団法人日本サッカー協会のJFAサッカー施設整備助成事業の採択を受け、大きな財源確保を図られていることは特筆に値する。

また当該工事の業者選定方式である公募型プロポーザル方式や設計・施工一括発注方式については、JFAロングパイル人工芝ピッチ公認制度の規程を満たす必要性から、高度な品質管理が求められることに加え、可能な限りの施設利用制限期間の短縮および他施設との一体利用に向けた目標時期までの確実な履行等を図るため採用されたものである。当該方式は、発注者の要求事項を的確に捉えた提案の中からの評価選定が可能であり、民間事業者の保有する知識、技術およびノウハウを積極的に取り入れた質の高い整備が行えることから合理的といえ、選定各段階および最終的な提案書の評価結果内容からも、その妥当性を確認することができた。

なお、総工費の範囲内で施設価値を高める積極的な追加提案として、テントシェルターや防球ネットの設置等の複数の提案がなされているほか、設置後10年間のメンテナンス費用の無償対応提案も含むなど結果的に利便性向上とコスト削減が同時に図られたことは、同方式を採用した成果といえる。

施工管理についても既に述べたとおり良好な実施状況であり、発注者と受注者で対等な関係が構築され、双方の合意形成の上で着実な進捗が図られていた。

当該工事については既に竣工し、令和5年1月4日から供用開始されているが、公募型プロポーザル方式による応募公告から工事实施に至るまでの「進め方」が精緻であったことは大いに評価できるため、そのノウハウや業務姿勢を今後の事業や後輩へも継承し、さらなるブラッシュアップを図られたい。本市の財政状況が厳しい中、創意工夫により、費用対効果を含め質の高い事業展開が図られることを期待するものである。

なお、国スポ等の開催時はもちろん、その後も期待する効果を得るためには、ハード整備後の市民等への積極的なPRが肝要である。火気や重車両走行禁止などイベント利用に不向きな面や、積雪時の課題などはあるものの、今後は、指定管理者を含めて事業効果の最大化へ向け、施設運営方策や事業企画に対しても意を尽くされたい。

【工事監査実施状況】

(以下省略)

農業委員会告示

彦根市農業委員会告示第3号

彦根市農業委員会定期総会を下記のとおり招集する。

令和5年3月2日

彦根市農業委員会

会長 田中 金二

記

- 日時 令和 5 年 3 月 9 日(木) 午後 1 時 30 分から午後 4 時まで
- 場所 彦根市役所 5 階 会議室 5-1、5-2
- 議題
 - 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
 - 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
 - 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
 - 非農地判断の可否の決定について
 - 彦根市農用地利用集積計画(案)について

水道事業告示

彦根市水道事業告示第 7 号

彦根市指定給水装置工事事業者規程(平成 10 年彦根市水道部規程第 2 号)第 4 条第 1 項の規定により、彦根市指定給水装置工事事業者に指定したものは、下記のとおりである。

令和 5 年 3 月 6 日

彦根市長 和田裕行

記

登録番号	560
氏名または名称	株式会社油新
代表者氏名	代表取締役 青山 新弥
住所	犬上郡豊郷町大字高野瀬 256 番地 5
当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社油新
上記事業所の所在地	犬上郡豊郷町大字高野瀬 256 番地 5
指定年月日	令和 5 年 2 月 24 日

千福財産区告示

彦根市千福財産区告示第 2 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 296 条第 3 項において準用する同法第 96 条第 1 項 3 号の規定により令和 5 年 2 月 16 日彦根市千福財産区議会の認定を得た令和 3 年度(2021 年度)彦根市千福財産区会計歳入歳出決算の要領を、同法第 233 条第 6 項の規定により次のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 8 日

彦根市千福財産区管理者

彦根市長 和田裕行

(以下省略)

彦根市千福財産区告示第 3 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 296 条第 3 項において準用する同法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により令和 5 年 2 月 16 日彦根市千福財産区議会の議決を得た令和 5 年度(2023 年度)彦根市千福財産区会計予算の要領を、同法第 219 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 8 日

彦根市千福財産区管理者

彦根市長 和田裕行

(以下省略)

日夏町財産区告示

彦根市日夏町財産区告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第296条第3項において準用する同法第96条第1項3号の規定により令和5年2月8日彦根市日夏町財産区議会の認定を得た令和3年度(2021年度)彦根市日夏町財産区会計歳入歳出決算の要領を、同法第233条第6項の規定により次のとおり公表する。

令和5年3月8日

彦根市日夏町財産区管理者
彦根市長 和田裕行

(以下省略)

彦根市日夏町財産区告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第296条第3項において準用する同法第96条第1項第2号の規定により令和5年2月8日彦根市日夏町財産区議会の議決を得た令和5年度(2023年度)彦根市日夏町財産区会計予算の要領を、同法第219条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和5年3月8日

彦根市日夏町財産区管理者
彦根市長 和田裕行

(以下省略)

鳥居本町外13ヶ町財産区告示

彦根市鳥居本町外13ヶ町財産区告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第296条第3項において準用する同法第96条第1項3号の規定により令和5年2月13日彦根市鳥居本町外13ヶ町財産区議会の認定を得た令和3年度(2021年度)彦根市鳥居本町外13ヶ町財産区会計歳入歳出決算の要領を、同法第233条第6項の規定により次のとおり公表する。

令和5年3月8日

彦根市鳥居本町外13ヶ町財産区管理者
彦根市長 和田裕行

(以下省略)

彦根市鳥居本町外13ヶ町財産区告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第296条第3項において準用する同法第96条第1項第2号の規定により令和5年2月13日彦根市鳥居本町外13ヶ町財産区議会の議決を得た令和5年度(2023年度)彦根市鳥居本町外13ヶ町財産区会計予算の要領を、同法第219条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和5年3月8日

彦根市鳥居本町外13ヶ町財産区管理者
彦根市長 和田裕行

(以下省略)

河瀬財産区告示

彦根市河瀬財産区告示第 2 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 296 条第 3 項において準用する同法第 96 条第 1 項 3 号の規定により令和 5 年 2 月 22 日彦根市河瀬財産区議会の認定を得た令和 3 年度(2021 年度)彦根市河瀬財産区会計歳入歳出決算の要領を、同法第 233 条第 6 項の規定により次のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 8 日

彦根市河瀬財産区管理者

彦根市長 和田裕行

(以下省略)

彦根市河瀬財産区告示第 3 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 296 条第 3 項において準用する同法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により令和 5 年 2 月 22 日彦根市河瀬財産区議会の議決を得た令和 5 年度(2023 年度)彦根市河瀬財産区会計予算の要領を、同法第 219 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 8 日

彦根市河瀬財産区管理者

彦根市長 和田裕行

(以下省略)